

訓令名	理由	要旨
<p>奈良県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令</p>	<p>令和3年4月1日に定時制の課程を置く市町村立高等学校（五條市立西吉野農業高等学校）が設置されることに伴い、県費負担教職員である職員の扶養家族の認定等を課長等の専決事項とするため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 市町村立高等学校の設置に伴う対応 市町村立学校職員給与負担法第2条に規定する職員である市町村立高等学校の職員に係る以下の事務について、教職員課長又は福利課長の専決事項とする。</p> <p>(1) 教職員課長専決事項 職員の扶養親族の認定 住居手当、通勤手当、単身赴任手当の確認及び決定</p> <p>(2) 福利課長専決事項 児童手当法に基づく児童手当の支給及び徴収 (別表第1関係)</p> <p>2 施行期日 令和3年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第  
五号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

別表第一課長等専決事項の欄第九号中「第一条」の下に「及び第二条」を加え、同欄  
第十一号中「第一条」の下に「及び第二条」を加え、「及び同法第十四条」を「並びに  
同法第十四条」に改める。

改正案	現行								
<p>別表第一 (第三条関係) 理事、教育次長及び課長等専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 465 459 607">理事及び教育次長 専決事項</th> <th data-bbox="459 465 767 607">課長等専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 607 459 1821">一 八 略</td> <td data-bbox="459 607 767 1821"> <p>一 八 略</p> <p>九 市町村立学校職員 給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関すること(教職員課長に限る。)</p> <p>十 略</p> <p>十一 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支給並びに同法第十四条の規定による徴収に関すること(福利課長に限る。)</p> <p>十二 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	理事及び教育次長 専決事項	課長等専決事項	一 八 略	<p>一 八 略</p> <p>九 市町村立学校職員 給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関すること(教職員課長に限る。)</p> <p>十 略</p> <p>十一 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支給並びに同法第十四条の規定による徴収に関すること(福利課長に限る。)</p> <p>十二 略</p>	<p>別表第一 (第三条関係) 理事、教育次長及び課長等専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="833 465 1088 607">理事及び教育次長 専決事項</th> <th data-bbox="1088 465 1396 607">課長等専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="833 607 1088 1821">一 八 略</td> <td data-bbox="1088 607 1396 1821"> <p>一 八 略</p> <p>九 市町村立学校職員 給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関すること(教職員課長に限る。)</p> <p>十 略</p> <p>十一 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支給及び同法第十四条の規定による徴収に関すること(福利課長に限る。)</p> <p>十二 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	理事及び教育次長 専決事項	課長等専決事項	一 八 略	<p>一 八 略</p> <p>九 市町村立学校職員 給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関すること(教職員課長に限る。)</p> <p>十 略</p> <p>十一 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支給及び同法第十四条の規定による徴収に関すること(福利課長に限る。)</p> <p>十二 略</p>
理事及び教育次長 専決事項	課長等専決事項								
一 八 略	<p>一 八 略</p> <p>九 市町村立学校職員 給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関すること(教職員課長に限る。)</p> <p>十 略</p> <p>十一 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支給並びに同法第十四条の規定による徴収に関すること(福利課長に限る。)</p> <p>十二 略</p>								
理事及び教育次長 専決事項	課長等専決事項								
一 八 略	<p>一 八 略</p> <p>九 市町村立学校職員 給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関すること(教職員課長に限る。)</p> <p>十 略</p> <p>十一 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支給及び同法第十四条の規定による徴収に関すること(福利課長に限る。)</p> <p>十二 略</p>								